

遺留分と遺言書

～遺留分の放棄とは～

令和7年7月作成



遺言書は強力な相続対策のツールです。しかし、前回のコラムでも取り扱いましたが、遺言書を作成したとしても、配偶者または子もしくは尊属（親・祖父母等）である相続人には「遺留分」という権利が認められています。遺留分とは、一定の相続人について、亡くなった方の財産から取得することが法律上保障されている最低限の取り分のことです。

被相続人の生前の贈与や遺言書によって、被相続人の意思で遺産の処分がすべて決められていても、相続人が相続する（遺贈により取得する）財産が遺留分に満たない場合には、子や配偶者は遺留分の額までの請求を、遺言書等によって財産を取得した他の相続人等に請求することができます。これは**相続人の権利を保護する一方で、被相続人にとっては自らの財産を自らの意思で処分する自由を制限されてしまう**という事でもあります。そうになると、家業を継続してもらうために、家業を継がせたい相続人へ財産を遺贈しても、遺留分侵害請求により家業の継続が困難になる等の事態が生じかねません。

では、遺留分に関しては、被相続人が生前にコントロールすることが全くできないのかというと、必ずしもそうではありません。方法としては①**生前に生前贈与（特別受益）を行う**、②**遺留分の放棄をしてもらう**、という方法が考えられます。

①生前贈与に関しては遺留分を侵害しない範囲までの財産を、遺留分侵害請求を起こされたくない推定相続人に生前に贈与してしまうという方法です。ただ、この方法は被相続人が実際に亡くなった時点で想定より遺産が増えている場合等、実際に相続が発生した時点では遺留分が存在していた、という事態が生じた場合には**想定外に遺留分侵害額請求が行われる可能性**を否定できません。

②遺留分の放棄とは被相続人の生前に留分を侵害しない範囲までの財産を、遺留分侵害請求を起こされたくない推定相続人に法律的に遺留分の放棄をしてもらう方法です。遺留分の放棄の**手続きが行われると侵害額請求を行うことが法的にできなくなります**（平成29年7月の民法改正で「遺留分減殺請求」が「遺留分侵害額請求」に改正され、**金銭による支払請求権**となりました）。但し、遺留分の放棄は遺言書の作成とセットで行わないと意味がないので注意が必要です。

実際に遺留分を放棄するにあたっては、推定相続人の理解を得る必要があることから、その時点で何らかの生前贈与等を伴うことが多いのではないかと考えられます。生前に推定相続人が自宅の購入時に資金贈与をする場合などに合わせて遺留分の放棄を行うことも一つの方法です。**遺留分の放棄は、被相続人の生前に家庭裁判所へ申し立てて許可を得る**必要があります。遺留分の放棄は原則として事後に取り消すことができません。

一方で、遺留分の侵害額請求をしようとする場合には、遺留分権利者が、**自らのために相続の開始および遺留分を侵害する贈与または遺贈があったことを知ったときから1年間行使しないと、時効により消滅**してしまいます。また、**相続開始のときから10年間が経過した場合、遺留分侵害額請求権は除斥期間の経過により消滅**します。

家事審判申立書
(遺留分放棄)

○○○・・・
△△△・・・

遺留分の放棄を
してもらったので遺
言書通りになる

△ ○ ○ ○ ○
△ △ ○ ○ ○
□ □ □ □ □
□ □ □ □ □
□ □ □ □ □
□ □ □ □ □
遺言書